

令和 7 年

第 1 回小山市議会定例会
議 案 参 考 資 料

小 山 市

令和 7 年第 1 回小山市議会定例会
議 案 参 考 資 料

議 案 番 号	件 名	頁
議 案 第 2 6 号	小山市公共自転車駐車場条例の一部改正について	4
議 案 第 2 8 号	小山市国民健康保険税条例の一部改正について	6
議 案 第 3 1 号	財産の取得について	7
議 案 第 3 2 号	地方独立行政法人新小山市民病院第 4 期中期計画の認可について	1 0
議 案 第 3 3 号	監査委員の選任について	1 2
議 案 第 3 4 号	教育委員会委員の任命について	1 3
議 案 第 3 5 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	1 4

令和6年10月25日

小山市長 浅野 正富 様

小山市使用料手数料審議会
会長 柿 崎 全 良

使用料の改定に関する答申について

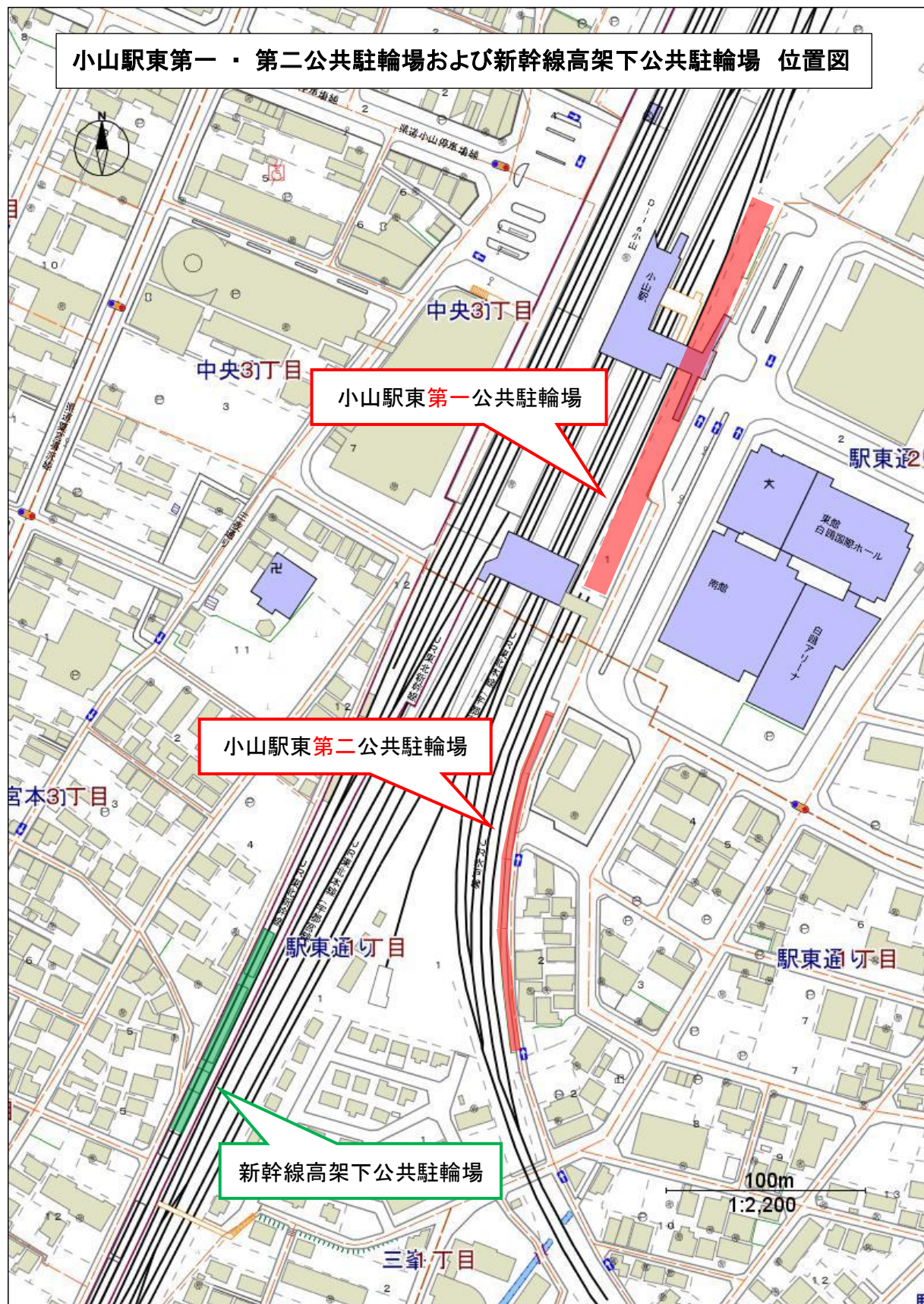
令和6年10月11日付、小財第145号で小山市長から諮問された「使用料の改定」について審議した結果、下記のとおり答申します。

記

- 1、「小山市公共駐輪場使用料」について、次のとおり改定することが適当であると認める。

駐車場名	車両の種類	使用料（円）					
		区分	一時使用	定期使用			
				1月	3月	6月	1年
小山中央 公共駐輪場	自転車	一般	200	2,500	6,000	12,000	24,000
		学生	200	1,500	3,600	7,200	14,400
	原動機付 自転車	一般	400	4,500	10,800	21,600	43,200
		学生	400	3,000	7,200	14,400	28,800
新幹線高架下 公共駐輪場	自転車	一般	100	1,000	2,400	4,800	9,600
		学生	100	500	1,200	2,400	4,800
	原動機付 自転車 及び自動 二輪車	一般	200	1,500	3,600	7,200	14,400
		学生	200	1,000	2,400	4,800	9,600
小山駅東第一 公共駐輪場	自転車	一般	100	1,300	3,100	6,200	12,400
		学生	100	600	1,500	3,000	6,000
	原動機付 自転車	一般	200	1,500	3,600	7,200	14,400
		学生	200	1,000	2,400	4,800	9,600
城山町二丁目 小山駅東 第二 間々田駅東 間々田駅西 思川駅南 思川駅北 公共駐輪場	自転車	一般	100	1,000	2,400	4,800	9,600
		学生	100	500	1,200	2,400	4,800
	原動機付 自転車	一般	200	1,500	3,600	7,200	14,400
		学生	200	1,000	2,400	4,800	9,600

小山駅東第一・第二公共駐輪場および新幹線高架下公共駐輪場 位置図



小山市国民健康保険税条例の一部改正（案）概要

小山市国民健康保険税条例（昭和 29 年条例第 9 号）の一部改正

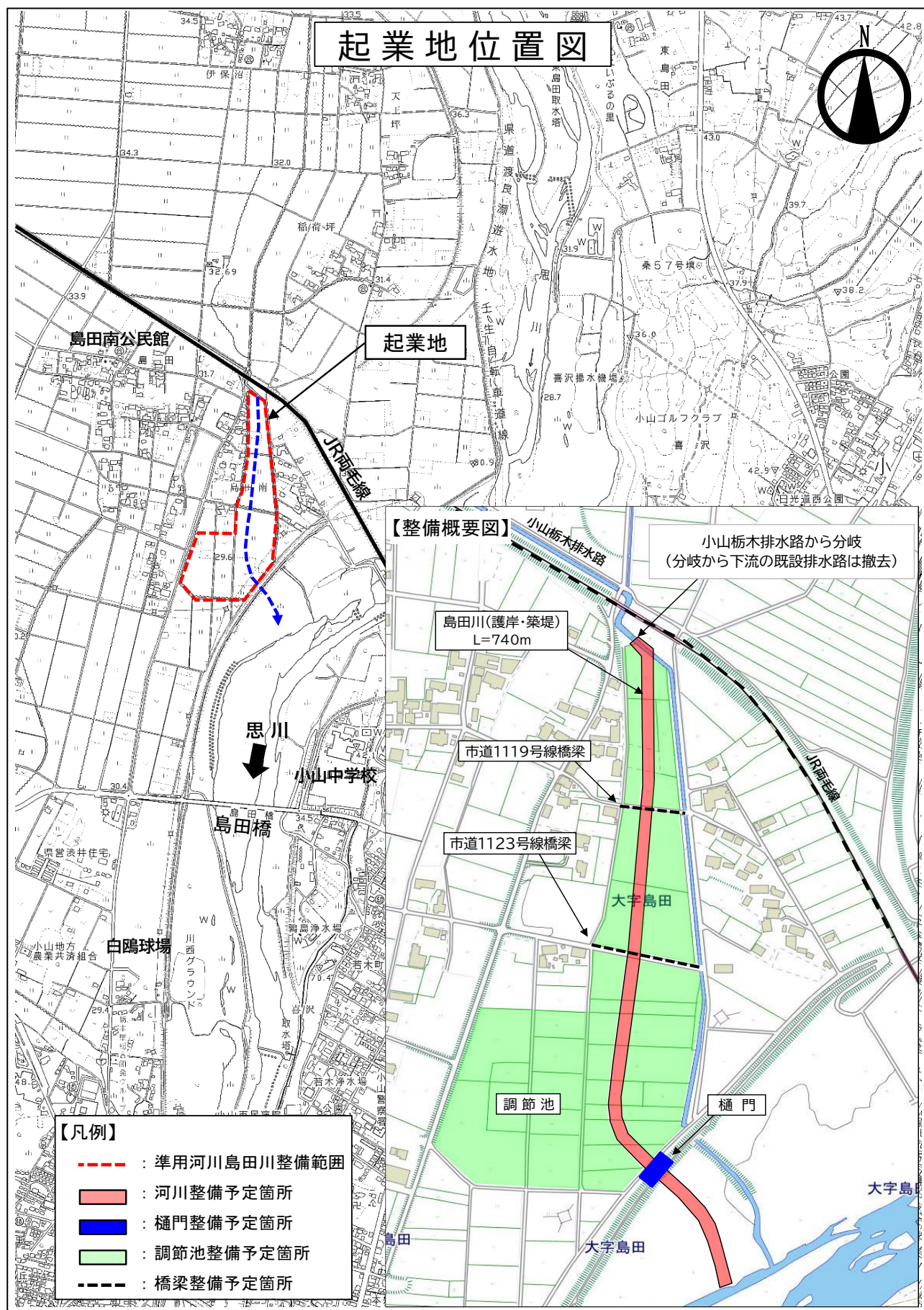
No	小山市国民健康保険税 条例	根拠法令 改正の概要
1	第 2 条 (課税額)	地方税法（以下「法」という。）第 703 条の 4 ○第 3 項 後期高齢者支援金等課税額分について、限度額を 22 万円から 24 万円に改めるもの
2	第 23 条 (国民健康保険税の減額)	法第 703 条の 5、法施行令第 56 条の 89 ○第 1 項 低所得世帯に適用する法定軽減における均等割額 及び平等割額の減額後の限度額について、後期高齢者 支援金等課税額分の限度額を 22 万円から 24 万円に改 めるもの

附則

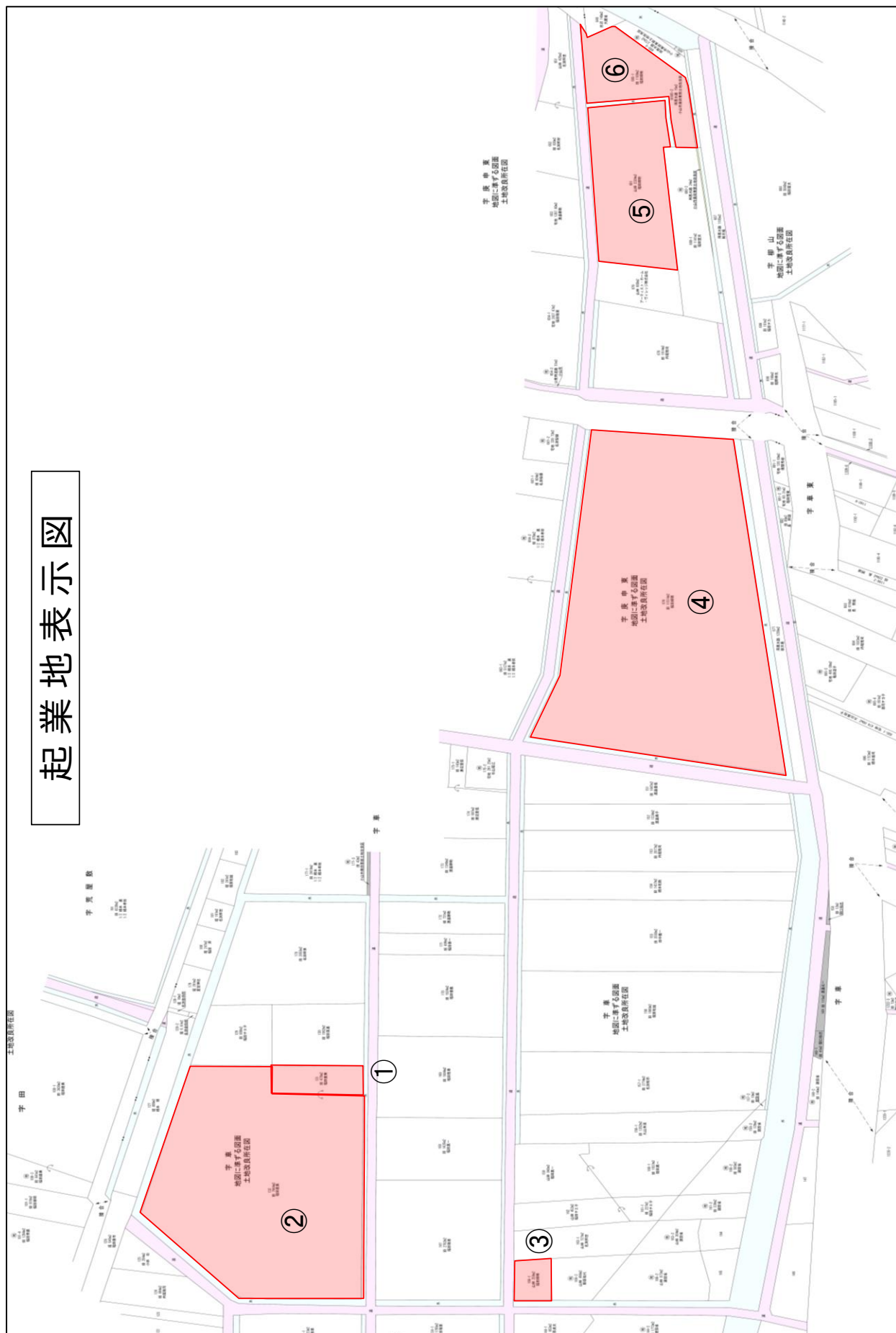
3	第 1 項 (施行期日)	○この条例の施行日について規定するもの 令和 7 年 4 月 1 日を施行日とするもの
4	第 2 項 (適用区分)	○この条例による改正後の小山市国民健康保険税条 例の規定は、令和 7 年度分から適用し、令和 6 年度分ま での国民健康保険税については、従前のとおりとする もの

参考（比較表）

区 分	現 行			改正後		
	基礎 課税額分	後期高齢者支援 金等課税額分	介護納付金 課税額分	基礎 課税額分	後期高齢者支援 金等課税額分	介護納付金 課税額分
所得割（％）	6.1	2.8	2.4	6.1	2.8	2.4
均等割（円）	23,800	10,000	9,500	23,800	10,000	9,500
平等割（円）	19,500	7,500	7,500	19,500	7,500	7,500
課税限度額	65 万円	<u>22 万円</u>	17 万円	65 万円	<u>24 万円</u>	17 万円
課税限度額計	<u>104 万円</u>			<u>106 万円</u>		



起業地表示図



議案第 31 号
(財産の取得について)

【準用河川島田川整備事業に伴う財産の取得一覧】

 : 令和7年2月議会にて議決を
要する財産取得

契約者 番号	被 買 収 者		土 地 の 表 示			地 目	買収面積 (㎡)	土地代金 (円)
	住 所	氏 名	大字(町)	字(丁目)	地番			
1			島田	車	166番3	山林	499.50	
2			島田	車	163番1	畑	700.97	
			島田	車	178番	田	2,688.03	
3			島田	車	162番	畑	517.71	
			島田	車	161番1	畑	194.73	
			島田	車	129番	田	804.95	
4			島田	車	160番1	畑	1,170.10	
			島田	車	159番	畑	852.24	
			島田	車	168番	田	1,425.45	
5			島田	車	158番1	田	1,191.16	
6			島田	車	157番1	田	2,788.33	
7			島田	車	156番	田	4,001.86	
8			島田	車	155番	田	3,612.55	
9			島田	車	154番	田	1,431.06	
10			島田	車	153番	田	2,084.47	
			島田	庚申東	678番	田	1,918.22	
11			島田	車	152番	田	1,305.57	
12			島田	車	151番	田	1,434.26	
13			島田	庚申東	676番	田	11,650.72	52,544,745
			島田	庚申東	681番	田	2,352.43	9,644,963
			島田	庚申東	685番1	田	1,201.64	4,626,313
			島田	車	166番1	畑	283.67	1,214,107
14			島田	車	131番	田	483.46	2,078,878
			島田	車	132番	田	7,695.02	33,088,586
15			島田	車	130番	畑	1,060.33	
16			島田	車	172番	畑	740.98	
17			島田	車	171番	畑	489.31	
18			島田	車	170番	畑	1,926.05	
19			島田	車	169番	田	1,910.53	
			島田	車	167番	田	2,778.24	
20			島田	庚申東	679番	雑種地	667.86	
21			島田	庚申東	680番1	田	1,220.45	
合 計							63,081.85	263,841,059

※ 土地代金 : 「令和 6 年 11 月」に算定した単価

地方独立行政法人法

— 抜粋 —

平成15年法律第118号

(中期目標)

第25条 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）
- (2) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- (3) 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- (4) 財務内容の改善に関する事項
- (5) その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(中期計画)

第26条 地方独立行政法人は、前条第1項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
 - (2) 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
 - (3) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
 - (4) 短期借入金の限度額
 - (4) の 2 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
 - (5) 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
 - (6) 剰余金の使途
 - (7) その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項
- 3 設立団体の長は、第1項の認可をした中期計画が前条第2項第2号から第5号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適當となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。
- 4 地方独立行政法人は、第1項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

（料金及び中期計画の特例）

- 第83条 第23条の規定は、公営企業型地方独立行政法人には適用しない。
- 2 公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画においては、第26条第2項各号に掲げる事項のほか、料金に関する事項について定めるものとする。
- 3 設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について、第26条第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

氏 名 小 峰 儀 則 (こみね よしのり)
生 年 月 日 昭和 32 年 5 月 27 日
住 所 小山市大字今里 338 番地

[任 期]

令和 7 年 2 月 20 日 ～ 令和 11 年 2 月 19 日 (4 年)

[略 歴]

昭和 51 年 3 月	栃木県立栃木商業高等学校卒業
昭和 51 年 4 月 ～ 平成 8 年 10 月	寺内一郎税理士事務所勤務
平成 8 年 4 月	税理士登録
平成 8 年 11 月	小峰儀則税理士事務所開業
平成 24 年 4 月～令和 2 年 3 月	小山市事務事業評価第三者委員会委員
平成 25 年 4 月～令和 3 年 3 月	小山市公の施設指定管理者選定委員会委員
平成 28 年 4 月～令和 6 年 3 月	今里自治会長
平成 29 年 4 月～令和 2 年 3 月	関東信越税理士会栃木支部 支部長
令和 3 年 2 月～現在	小山市監査委員 (1 期)
令和 4 年 4 月～現在	小山市代表監査委員

氏 名 奥 中 栄 二 (おくなか えいじ)

生 年 月 日 昭和23年3月31日

住 所 小山市大字羽川147番地19

[任 期]

令和7年4月1日 ～ 令和11年3月31日 (4年)

[略 歴]

昭和45年3月 群馬大学教育学部卒業

昭和45年4月 ～ 昭和48年3月 栃木県立足尾高等学校教諭

昭和48年4月 ～ 平成11年3月 栃木県立小山城南高等学校教諭

平成11年4月 ～ 平成13年3月 栃木県立足利高等学校・定時制教頭

平成13年4月 ～ 平成14年3月 栃木県立佐野女子高等学校教頭

平成14年4月 ～ 平成16年3月 栃木県教育委員会生涯学習課

唐沢青年の家所長

平成16年4月 ～ 平成18年3月 栃木県立田沼高等学校校長

平成18年4月 ～ 平成20年3月 栃木県立佐野高等学校校長

平成19年4月 ～ 平成20年3月 栃木県立佐野高等学校校長兼附属中学校校長

平成20年4月 ～ 平成22年3月 白鷗大学足利高等学校指導教諭

平成22年4月 ～ 平成23年3月 白鷗大学足利高等学校教頭補佐

平成23年4月 ～ 平成26年3月 白鷗大学足利中学校学事顧問副校長

平成26年4月 ～ 平成30年3月 白鷗大学参与

平成28年4月 ～ 平成30年3月 白鷗大学参与兼非常勤講師

平成30年4月 ～ 現在 栃木県立佐野東高等学校非常勤講師

令和 3年4月 ～ 現在 小山市教育委員会委員

氏 名 小 川 浩 (おがわ ひろし)

生 年 月 日 昭和 31 年 12 月 31 日

住 所 小山市大字鏡 9 4 6 番地

[任 期]

令和 7 年 3 月 17 日 ～ 令和 10 年 3 月 16 日 (3 年)

[略 歴]

昭和 54 年 4 月	小山市役所 入庁
昭和 57 年 1 月	一級建築士登録 (登録番号第 154649 号)
平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月	都市整備部 区画整理課長
平成 26 年 4 月～平成 28 年 3 月	都市整備部 都市計画課長
平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月	都市整備部長
平成 29 年 3 月	小山市役所 退職
平成 30 年 4 月～令和 3 年 9 月	株式会社北関東建築検査機構 群馬事業所長
平成 30 年 4 月～現在	小山市固定資産評価審査委員会委員 (3 期)
令和 3 年 10 月～令和 4 年 12 月	株式会社北関東建築検査機構 栃木事業所長
令和 4 年 12 月	株式会社北関東建築検査機構 退職
令和 5 年 4 月～現在	小山市固定資産評価審査委員会委員長